

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
インクジェットプリンタ賃貸借契約 見積徴収 実施要領

次のとおり見積徴収を実施します。

1 見積徴収に付する事項

- (1) 件名 インクジェットプリンタ賃貸借契約
- (2) 仕様、部数等 別紙 仕様書のとおり

2 見積徴収に参加する者に必要な資格等に関する事項

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 令和4年11月1日付けで、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー（以下「財団」という。）の賛助会員の法人（子会社含む。以下、同じ。）又は個人事業主
- (2) 見積書提出時において、財団の賛助会員の法人又は個人事業主
- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 見積書等の提出場所及び締切日時

- (1) 場所 財団事務局
高松市サンポート1番1号 高松港旅客ターミナルビル7階

(2) 締切日時 令和4年12月23日 正午まで

4 見積書提出の無効又は取消し

- (1) 参加に必要な資格のない者のした見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

5 契約の相手方の決定方法

有効な見積りを行った者のうち、予定価格の範囲内で最も安価な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

予定価格の範囲内で最も安価な見積書を提出した者が二者以上あるときは、本年度賛助会費の口数の多い方を契約の相手方とする。

予定価格の範囲内で最も安価な見積書を提出した者が二者以上あり、本年度賛助会費の口数も同数であるときは、賛助会員加入年月日の早い方契約の相手方とする。

6 契約の締結

- (1) 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、担当者から交付された契約書案に記名押印し、これを財団に提出しなければならない。

7 その他

- (1) この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書の作成、提出等に係る費用は、全て参加する者が負担すること。
- (3) 見積徴取を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、見積徴取の執行を中止する。
- (4) 契約の相手方を決定するために、見積徴収参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約の相手方が、正当な理由なく業務を履行しない場合等不誠実な行為をした場合においては、損害賠償の請求を行うことがある。
- (7) 提出する見積書には、月額リース料を記載すること。
- (8) 消費税及び地方消費税は、10%で見積り、税込みで表記すること。

令和4年11月